

岸 和 田 市 農 業 委 員 会
第 14 回（令和 6 年 8 月）議事録

1 日 時 令和 6 年 8 月 7 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 5 分

2 場 所 桜台市民センター 3 階 講座室 4

3 議案（その 1）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

4 議案（その 2）

報告第 1 号 専決処分の報告について

（専決処分第 1 号）農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知確認について

（専決処分第 2 号）農地の使用貸借の解約通知確認について

（専決処分第 3 号）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について

（専決処分第 4 号）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

5 出席委員 13 名（定数 14 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	谷藤 栄一
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 11 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三

//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

6 欠席委員

西村 孝昭委員、田中 唯夫委員

7 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、伊勢主査

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第14回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員14名の内13名、推進委員12名の内11名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。

6番 原 世志之委員、7番 南 加代子委員 をお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第1号につきましてご説明いたします。

議案書(その1)1ページをお願いいたします。本件は、農地法第3条の規定による農地の賃借権設定が1ページの一覧表のとおり1件、農地の所有権移転が2ページの一覧表のとおり2件、計3件です。

1番については、法人が岸和田市所有の農地を賃借し、太陽光温室での栽培キットの試験研究を行うものであります。これは、農地法第3条第2項第1号及び農地法施行令第2条第1項第1号イの規定による、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外に該当するものと認められると考えます。添付書類についても具備しております。

次に2番・3番につきましても、事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び申請内容を慎重に審議した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件の全てを満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。

只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告、願います。まず、議案第1号1番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会 それでは、山直上地区協議会における議案第１号１番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる８月１日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第１号２番・３番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 それでは、南掃守地区協議会における議案第１号２番・３番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる８月２日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第１号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第２号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第２号についてご説明致します。

議案書（その１）３ページをお願い致します。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸し付申出書及び農地の借り受希望者から農地借り受申出書が提出され、一般社団法人大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項に基づき、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、３ページ・４ページの一覧表のとおり５件で、１番・２番及び５番の設定する利用権は使用貸借権で期間は令和６年１０月１日から令和１６年９月３０日まで、３番・４番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和６年１０月１日から令和１６年９月３０日まででございます。

事務局 事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、一般社団法人大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告、願います。まず、議案第 2 号 1 番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 2 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 8 月 6 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 2 番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第 2 号 2 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 8 月 1 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 3 番から 5 番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第 2 号 3 番から 5 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 8 月 6 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり要請することに決しましてご異議ございませんか。

委員 意義なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決しました。

次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。

報告第1号「専決処分の報告」を一括して報告致します。報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案書（その2）報告第1号についてご説明致します。

議案書（その2）1ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第19条により、専決処分を行なった内容で、令和6年6月21日から令和6年7月20日までの報告となります。

2ページをお願い致します。専決処分第1号「農地法第18条第6項による解約通知確認について」ですが、2ページの一覧表のとおり2件でございます。これは、賃借人と賃貸人との間で合意解約したものでございます。

次に、3ページの専決処分第2号「農地の使用貸借の解約通知確認について」ですが、3ページ4ページの一覧表のとおり9件でございます。

これは使用貸人と使用借人との間で合意解約したものでございます。

次に5ページをお願いします。専決処分第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたものです。6ページ・7ページの一覧表のとおり、6月21日から6月30日までに届出があり、令和6年7月5日に専決処分を行なった内容が3件です。8ページの一覧表のとおり、7月1日から7月10日までに届出がなされ、令和6年7月16日に専決処分を行なった内容が4件です。次に9ページの一覧表のとおり、7月11日から7月20日までに届出がなされ、令和6年7月25日に専決処分を行なった内容は2件でございます。

事務局 次に 10 ページをお願いします。専決処分第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について」は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、11 ページから 13 ページの一覧表のとおり 7 月 1 日から 7 月 10 日までに届出がなされ、令和 6 年 7 月 16 日に専決処分を行なった内容が 10 件、14 ページ一覧表のとおり、7 月 1 日から 7 月 10 日までに届出がなされ、令和 6 年 7 月 16 日に専決処分を行なった内容は 2 件、15 ページの一覧表のとおり、7 月 11 日から 7 月 20 日までに届出がなされ、令和 6 年 7 月 25 日に専決処分を行なった内容は 2 件でございます。

以上、専決処分報告第 1 号から第 4 号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審議した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしましたものであります。 以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

委員 なし

議長 特段ないようですので、これで第 14 回総会の議事を終了いたします。

令和 6 年 8 月 7 日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 原 世 志 之

委 員 南 加 代 子